

京都市告示第124号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（以下、「省令」という。）第48条第2項の規定により読み替える省令第35条第1項の規定に基づき、平成26年12月26日から地方公共団体情報システム機構に通知カード・個人番号カード関連事務を行わせることとしたので、省令第35条第3項の規定により告示します。

平成27年4月17日

京都市東山区長 鷺頭 雅浩

（東山区役所区民部市民窓口課）